

証券コード3913
令和5年3月8日
(電子提供措置の開始日 令和5年3月1日)

株 主 各 位

東京都中央区新川二丁目3番1号
株式会社sMedio
代表取締役社長 岩 本 定 則

第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記のように開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第16期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

下記の当社ウェブサイトアクセスのうえ、「IR情報」、「開示情報一覧」の順に選択して、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.smedio.co.jp/ir>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

「銘柄名(会社名)」に「sMedio」または証券「コード」に「3913」(半角)を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認くださいませ。

東証上場会社情報サービスウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、極力、当日のご来場は控えていただきますようお願い申し上げます。当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、令和5年3月22日(水曜日)午後6時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和5年3月23日(木曜日)午前10時(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号
鉄鋼会館 7階 701会議室

3. 目的事項

報告事項

1. 第16期(令和4年1月1日から令和4年12月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第16期(令和4年1月1日から令和4年12月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役3名選任の件
第2号議案 監査役3名選任の件

以上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎ 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告書を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
【事業報告】 1. 企業集団の現況に関する事項 ((1) 事業の経過およびその成果、(4) 対処すべき課題、(5) 財産および損益の状況、(7) 主要な事業内容、(8) 主要な営業所、(9) 使用人の状況、(10) 主要な借入先および借入額、(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項)、
2. 会社の株式に関する事項、3. 新株予約権等に関する事項、4. 会社役員に関する事項 ((2) 責任限定契約の内容の概要、(3) 補償契約に関する事項 (4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項)、
5. 会計監査人に関する事項 ((4) 責任限定契約の内容の概要)、
6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況、
7. 株式会社の支配に関する基本方針
【連結計算書類】 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表
【計算書類】 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表
【監査報告書】 連結計算書類に係る会計監査報告、計算書類に係る会計監査報告、監査役会の監査報告
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにご修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎ 株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産をご用意しておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役3名選任の件

取締役全員（4名）は本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新任1名を含む取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
1 再任	いわもと さだのり 岩本 定則 (昭和46年5月31日生) 【取締役在任期間】 13年	平成 8 年 7 月 ニチメン電子部品(株) (現 イーグローバレッジ(株)) プロダクトマネージャー 平成 14 年 6 月 インタービデオジャパン(株) (現 コーレル(株)) セールスシニアディレクター 平成 20 年 2 月 ビデオエイス(株) (現 当社) 営業本部長 平成 22 年 3 月 当社取締役セールス・アンド・マーケティング本部長 平成 27 年 3 月 当社常務取締役 平成 28 年 11 月 タオソフトウェア(株)取締役 (現任) 平成 29 年 2 月 当社代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) sMedio Technology (Shanghai) Inc.取締役 sMedio America Inc.取締役 タオソフトウェア(株)取締役	47,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
2 再任	<p style="text-align: center;">おちあい ようじ 落合 洋司 (昭和39年3月29日生) 【社外】 【独立役員】 【取締役在任期間】 8年</p>	<p>昭和62年4月 最高裁判所司法研修所入所 平成元年4月 東京地方検察庁検事 平成12年9月 ヤフー(株)入社 平成12年10月 弁護士登録(東京弁護士会) 平成13年11月 ヤエス第一法律事務所 平成20年9月 泉岳寺前法律事務所 開所 平成22年4月 東海大学実務法学研究科(法科大学院) 特任教授 平成25年12月 (株)ウェブクルー監査役(社外) 平成27年3月 当社取締役(社外)(現任) 平成30年4月 高輪共同法律事務所代表(現任) 令和2年1月 (株)AS Japan監査役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 高輪共同法律事務所代表 (株)AS Japan監査役</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 弁護士及び他の企業の社外監査役等としての高い見識及び豊富な経験に基づき、有益な意見・助言を頂いており、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に寄与して頂きたく、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。</p>	-

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
3 新任	リ しんしん 李 欣欣 (昭和40年6月26日生) 【社外】 【取締役在任期間】 -	昭和62年 6 月 Manufacture Hanover Trust銀行入行 台北支社輸出會計部総括 平成 2 年 5 月 ボストン銀行入行 台北支社 コルレス銀行部マネージャー 平成 7 年 6 月 Westdeutsche Landesbank Girozentrale 銀行入行 台北オフィス代表補佐 平成 11 年 6 月 台湾 誠泰銀行入行 国際金融部副部長 平成 12 年 8 月 Acer Capital Corporation入社 財務部および会長補佐 平成 16 年 12 月 iD Branding Fund Inc. 入社 平成 19 年 8 月 EgisTech Inc. 入社 平成 21 年 1 月 SBI&Capital 22 Inc. 代表取締役 平成 21 年 9 月 当社取締役 (社外) 平成 25 年 1 月 京匯資本管理顧問股份有限公司 監査役 平成 26 年 1 月 二十世紀資本管理顧問股份有限公司 代表取締役 (現任) 平成 28 年 9 月 Kiwi Technology Inc. 代表取締役 (現任) 平成 29 年 1 月 京匯資本管理顧問股份有限公司 取締役 令和 4 年 3 月 京匯資本管理顧問股份有限公司 代表取締役 (現任) 令和 4 年 5 月 芯鼎科技股份有限公司 取締役 (現任) 令和 4 年 6 月 海悦國際開發股份有限公司 社外取締役 (現任) 令和 5 年 1 月 キーウィテクノロジー(株)代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) Kiwi Technology Inc. 代表取締役 キーウィテクノロジー(株)代表取締役社長 二十世紀資本管理顧問股份有限公司 代表取締役 京匯資本管理顧問股份有限公司 代表取締役 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 Kiwi Technology Inc.での経営の経験や複数社での (社外) 取締役での経験を活かして、当社のコーポレート・ガバナンスを含めて経営全般に助言を頂くことで、当社の経営体制の強化に寄与して頂くため、社外取締役として選任をお願いします。	-

- (注) 1. 当社は、李欣欣氏が代表取締役を務めるKiwi Technology Inc.とキーウィテクノロジー(株)との間に、日本国内での営業、販売促進活動の実施、製品購入等の取引があります。他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 落合洋司氏及び李欣欣氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断する理由について
落合洋司氏は、過去8年間の在任期間において、その経験と見識から社外取締役としての職務を全うされました。再任された場合には、引き続き職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
李欣欣氏は、Kiwi Technology Inc.での経営の経験や複数社での(社外)取締役での経験を活かして、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、同氏は過去に当社の社外取締役でありました。
4. 当社は、社外取締役候補者李欣欣氏が取締役を選任され就任した場合には、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
5. 当社は、社外取締役候補者落合洋司氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、社外取締役候補者落合洋司氏の再任が承認可決された場合には、当社は同氏との間の上記契約を継続する予定であります。
6. 当社は、落合洋司氏を、当社上場の東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対し届け出ております。同氏が再任された場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
7. 当社は、優秀な人材確保、職務執行の萎縮の防止のため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、令和5年7月更新の予定になります。岩本定則氏及び落合洋司氏が取締役に選任され就任した場合は、引き続き被保険者となります。また、李欣欣氏が取締役に選任され就任した場合は、新たに被保険者となる予定であります。

【保険契約の内容の概要】

- ① 被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
- ② 填補の対象となる保険事故の概要
特約部分も含む被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補する。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。
- ③ 役員等の職務の適正性が損なわれないための措置
保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新任1名を含む監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
1 再任	えとう ゆういちろう 江藤 祐一郎 (昭和39年6月16日生) 【社外】 【独立役員】 【監査役在任期間】 4年	平成 元年 4 月 朝日新和会計社（現 有限責任あずさ監査法人）入所 平成 4 年 3 月 公認会計士登録 平成 11 年 11 月 監査法人太田昭和センチュリー （現 EY新日本有限責任監査法人）入所 平成 30 年 7 月 江藤公認会計士事務所 代表（現任） 平成 31 年 3 月 当社監査役（現任） （重要な兼職の状況） 江藤公認会計士事務所代表 【社外監査役候補者とした理由】 公認会計士としての専門的な知識・経験を有し、内部統制監査制度導入以降の会計監査実務に精通しておられ、当社のガバナンス向上のため、会計専門家として客観的な立場から、監査の妥当性確保など社外監査役としての職務を遂行していただけるものと判断したためです。	—
2 再任	ほんごう よしゆき 本郷 喜千 (昭和48年1月5日生) 【社外】 【独立役員】 【監査役在任期間】 13年6ヶ月	平成 12 年 4 月 (株)光通信キャピタル 法務部シニアマネージャー 平成 13 年 10 月 SBIホールディングス(株) 法務部シニアマネージャー 平成 18 年 8 月 インディ・パ(株) 代表取締役社長（現任） 平成 21 年 9 月 ロールテック(株)（現 当社） 監査役（社外）（現任） （重要な兼職の状況） インディ・パ(株)代表取締役社長 【社外監査役候補者とした理由】 インディ・パ株式会社の代表取締役社長や他社の取締役に就任している等の豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社のガバナンス向上のため、企業経営者としての経験と識見に基づき、社外監査役としての職務を遂行していただけるものと判断したためです。	3,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 新任	すぎもと よしひこ 杉本 佳彦 (昭和39年12月26日生) 【社外】 【独立役員】 【監査役在任期間】 —	平成 元 年 10 月 太田昭和監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) 入所 平成 5 年 8 月 公認会計士登録 (現任) 平成 27 年 7 月 (株)マツモト取締役 (社外) (現任) (重要な兼職の状況) 杉本公認会計士事務所代表 (株)マツモト取締役 (社外) 【社外監査役候補者とした理由】 公認会計士としての専門的な知識・経験に加え、上場会社での社外取締役としての知見・経験を有しており、当社のガバナンス向上のため、会計専門家として客観的な立場から、監査の妥当性確保など社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためです。	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 江藤祐一郎氏、本郷喜千氏及び杉本佳彦氏は社外監査役候補者であります。
3. 当社は、杉本佳彦氏が監査役に選任され就任した場合には、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
4. 当社は、江藤祐一郎氏及び本郷喜千氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏が再任された場合には、当社は両氏との間の上記契約を継続する予定であります。
5. 杉本佳彦氏が監査役に選任され就任した場合には、同氏を当社上場の東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として、同取引所に対し届け出る予定であります。
6. 当社は、江藤祐一郎氏及び本郷喜千氏を、当社上場の東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として、同取引所に対し届け出ております。両氏が再任された場合、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定です。
7. 当社は、優秀な人材確保、職務執行の萎縮の防止のため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、令和5年7月更新の予定になります。江藤祐一郎氏及び本郷喜千氏が監査役に選任され就任した場合は、引き続き被保険者となります。また、杉本佳彦氏が監査役に選任され就任した場合は、新たに被保険者となる予定であります。
【保険契約の内容の概要】
① 被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
② 填補の対象となる保険事故の概要
特約部分も含め、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補する。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。
③ 役員等の職務の適正性が損なわれないための措置
保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。

以 上

事業報告

(令和4年1月1日から
令和4年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による行動制限が、国内外で随時緩和されてきた一方、ロシアによるウクライナ侵攻を契機に、海外情勢に変化が生じ、令和4年2月下旬以降、商品市況や為替相場の変動が大きい状況が継続しており、その影響範囲も広く、先行きが見通せない状況となっています。

このような状況であるからこそ、当社がミッションとしている、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進がますます重要視されており、当社は、引き続き、DXを推進する事業を展開してまいります。

当社グループのソフトウェア関連事業の概要は、下表のとおりであります。

関連事業	パソコン・デジタル家電組込	AI映像解析・分析	セキュリティ・プライバシー	IoTソリューション
事業内容	映像(4K/8K)・音響再生・ブラウザ表示ソフトウェアを顧客製品に組込む。	映像の解析・分析をAIで行うサービスを顧客に提供する。	受託開発およびデータ移行・バックアップアプリを制作し、顧客に提供する。	センサーとゲートウェイ機器を組み合わせ、クラウドでデータ管理等のサービスを提供する。
顧客業界	パソコン・デジタル家電メーカー	建設業界	通信業界	流通・小売業界
主力製品・サービス	VAlution BD Tourbillon	切羽AI評価システムサービス 動体認識AI解析サービス コンクリートAI評価サービス	sMedio Cloud Backup RiskFinder JS記録保管 JS直接転送	温度管理ソリューション CO2濃度モニタリングソリューション
主力アプリ	sMedio Smart Camera sMedio Data Transfer TV Suite	—	JSバックアップ	—

当社グループの売上高は、ロイヤリティ収入と受託開発収入が中心となっております。
(ロイヤリティ収入)

当連結会計年度の前半の世界的な半導体の供給不足や生産・出荷数の落ち込んだ顧客製品があったことの影響を受けましたが、当社ソフトウェアが搭載されている顧客の製品種類が増えたことが、当連結会計年度の後半で寄与し、ロイヤリティ収入は、前期比59百万円増収の576百万円となりました。

(受託開発収入)

当連結会計年度の受託開発案件は、建設DX事業（AI映像解析・分析事業における建設業界向け事業全般）での受託開発案件とセキュリティ・プライバシー事業での新規開発案件が寄与し、パソコン・デジタル家電組込事業での落ち込みを補い、受託開発収入全体としては、前期比23百万円増収の190百万円となりました。

(保守・サポート収入)

当連結会計年度の保守・サポート収入は、受託開発での新規案件に伴う保守・サポートが増えたことで、前期比22百万円増収の60百万円となりました。

この結果、売上高は827百万円（前期比14.5%増）となりましたが、原材料の評価減228百万円を計上したことで、営業損失196百万円（前期は6百万円の利益）、経常損失182百万円（前期は12百万円の利益）、親会社株主に帰属する当期純損失185百万円（前期は1百万円の利益）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は、主に有形固定資産及びソフトウェアの取得が、それぞれ4百万円及び1百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、Kiwi Technology Inc.との資本業務提携に基づき、同社の日本国内子会社であるキーウィテクノロジー株式会社を割当先として、払込期日を令和4年7月19日とする第三者割当増資により、306,000株の新株式発行（払込金額1株につき634円）を行い、194百万円の資金調達を実施しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、Blu-ray™ディスク再生、無線接続技術、著作権保護・認証技術、高解像度画像処理技術を活かしたソフトウェア開発を行ってきましたが、近年、AI、IoT、ビッグデータ、通信速度向上、通信規格の高度化といったソフトウェア業界を取り巻く技術革新が急速に進み、その商用化・実用化の段階を迎えました。

当社グループは、こうした時代の流れを見据え、数年来、AI、IoT分野での製品開発・サービス提供へと事業領域の拡大を企図してきました。全ての業界がAI、IoTの活用を考えている現在、同事業領域全般での競争は非常に厳しいため、データ保有の面などで優位な立場にいるわけではない当社グループではありますが、建設業界向けのソリューションで、AI、IoTを活用した複数のサービス提供を始めており、IoT機器の活用や技術応用による横展開で特化した情報活用基盤としてのDXサービスの拡充を図っております。

このような事業環境の中で、当社が対処すべき課題は次のようにまとめられます。

① 収益モデルの移行

当社グループは、ハードウェア製品に搭載するソフトウェアを開発してきた経緯から、PC等の電子機器の出荷数に応じて受け取るロイヤリティ収入を主な収益源にしております。しかしながら、AI、IoT分野の製品群では、サービスに対して料金を課金する収益モデルへの移行を進める必要があります。

② 製品構成の充実

サービスに対して料金を得るために必要な製品群の開発が必要になります。従来の製品・サービスに収益の基盤を置きながらも、顧客ニーズを的確に捉えた製品・サービスを適宜、市場に投入していくことで、会社の持続的な成長基盤を強固にしていく必要があります。

③ 開発管理体制

当社は、自社開発の製品・サービスを販売することを主として行ってきておりましたが、AI、IoTの事業領域に進出するにつれ、また、買収により増えた国内子会社が受託開発事業を中心としているため、当社グループとしては、受託開発収入の割合が増えてきております。

開発拠点は、日本国内と中国・上海をあわせて、計3ヶ所となっており、開発エンジニアが地理的に分散していることもあり、開発管理体制の強化が必要であります。

④ 知的財産管理体制

当社グループは、製品開発で生まれる独自の差別化できる知的財産を特許や登録商標の形で効率的に登録管理し、市場競争における優位性を一層確保する必要があります。

また、ソフトウェア業界においては、他社の知的財産を、主に有償で利用して、製品を完成させることが一般的となっておりますが、他社の知的財産を侵害しないようにする必要があります。

⑤ 個人情報保護

当社グループが注力しようとしているAI、IoT分野では、個人情報を取り扱う機会をゼロにすることは現実的ではありません。

主要国・地域において、インターネット上も含めて、個人情報保護規制は強化される流れにあり、当社グループは、より一層、個人情報の管理体制を強化する必要があります。

⑥ 優秀な人材の確保

ソフトウェア業界では、ソフトウェア開発・技術者が慢性的に不足しており、特にAI、クラウド分野での優秀なソフトウェア開発・技術者の確保は難しい状況にあります。当社グループが、より競争力のあるソフトウェアを継続的に開発していくためには、国内外で優秀なソフトウェア開発・技術者および製品企画者を確保していく必要があります。

⑦ 内部管理体制の強化

コーポレートガバナンス・コード、スチュワードシップ・コード、フェアディスクロージャールールといった資本市場の健全な発展に資すると考えられる施策が導入される中、それらが意図する投資家及び資本市場との建設的な対話を実現するため、適切な情報を、適時、公平に開示することができるよう内部管理体制を強化していく必要があります。

(5) 財産および損益の状況

	第13期 自 平成31年 1月1日 至 令和元年 12月31日	第14期 自 令和2年 1月1日 至 令和2年 12月31日	第15期 自 令和3年 1月1日 至 令和3年 12月31日	第16期 自 令和4年 1月1日 至 令和4年 12月31日
売上高 (千円)	862,267	913,934	722,473	827,242
営業利益又は営業損失 (△) (千円)	△61,771	32,240	6,576	△196,744
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△57,700	30,066	12,692	△182,044
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	△84,827	10,320	1,116	△185,051
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	△44円31銭	5円36銭	0円57銭	△89円40銭
純資産 (千円)	1,095,735	1,111,099	1,133,673	1,221,023
総資産 (千円)	1,222,099	1,261,234	1,250,095	1,394,308
1株当たり純資産額	571円52銭	575円92銭	585円68銭	542円29銭

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を第16期の期首から適用しており、第16期に係る各数値に関しては、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
sMedio Technology (Shanghai) Inc.	3,517千人民元	100%	ソフトウェアの研究および開発
sMedio America Inc.	200千米ドル	100%	北米における販売およびマーケティング
タオソフトウェア(株)	10百万円	100%	ソフトウェアの開発・販売

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容（令和4年12月31日現在）

ソフトウェア開発、サービスおよび販売
電子機器開発、サービスおよび販売
ソフトウェア、電子機器等の輸出入
インターネットを使用したソフトウェアのダウンロードサービスおよび販売
ソフトウェアの受託開発および受託販売

(8) 主要な営業所（令和4年12月31日現在）

名称		所在地
当社	本社	東京都中央区
	福岡オフィス	福岡県福岡市博多区
子会社	タオソフトウェア(株)	東京都中央区
	sMedio Technology (Shanghai) Inc.	中華人民共和国
	sMedio America Inc.	アメリカ合衆国

(9) 使用人の状況（令和4年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
51名	2名減

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
21名	増減なし	47.0歳	5.4年

(10) 主要な借入先および借入額（令和4年12月31日現在）

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（令和4年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 6,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 2,348,521株 (自己株式96,936株を含む。)
 (3) 株 主 数 1,804名
 (4) 大 株 主 (上位10名)

	株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
1	ローリーチュン (LO LI-CHUN)	368,600	16.37
2	キーウィテクノロジー株式会社	306,000	13.59
3	センチョウロー (SEN-CHOU LO)	162,000	7.19
4	楽天証券株式会社	62,600	2.78
5	株式会社 SBI 証券	55,069	2.44
6	岩 本 定 則	47,000	2.08
7	大 谷 雄 一 郎	42,000	1.86
8	谷 口 岳	40,509	1.79
9	川 村 俊 雄	37,000	1.64
10	小 泉 雅 史	29,500	1.31

(注) 当社は、自己株式96,936株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりであります。

- ・取締役、その他の役員に交付した株式の区分合計

役員区分	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	10,000株	2名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(6) その他株式に関する重要な事項

令和4年7月のキーウィテクノロジー株式会社に対する第三者割当増資により、発行済株式の総数は306,000株増加いたしました。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

- | | | |
|------------------------------|------|---------|
| ① 新株予約権の数 | | 53,500個 |
| ② 目的となる株式の種類および数 | 普通株式 | 10,700株 |
| ③ 取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計 | | |

	回次 (行使価額)	行使期間	株数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第11回 (1,638円)	平成28年3月26日～ 令和6年3月23日	4,000株	1名

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役に関する事項 (令和4年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	岩 本 定 則	sMedio Technology (Shanghai) Inc.取締役 sMedio America Inc.取締役 タオソフトウェア(株)取締役
取 締 役	北 埜 弘 剛	経営企画室長 sMedio Technology (Shanghai) Inc.取締役 (株)Vook 取締役 (社外)
取 締 役	落 合 洋 司	高輪共同法律事務所代表 (株)AS Japan監査役
取 締 役	林 志 中	キーウィテクノロジー(株)代表取締役社長
常 勤 監 査 役	江 藤 祐 一 郎	江藤公認会計士事務所所長
監 査 役	渡 邊 雅 文	—
監 査 役	本 郷 喜 千	インディ・パ(株)代表取締役社長

- (注) 1. 取締役落合洋司氏および林志中氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役江藤祐一郎氏および本郷喜千氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役北埜弘剛氏および監査役江藤祐一郎氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 取締役落合洋司氏、常勤監査役江藤祐一郎氏および監査役本郷喜千氏は、金融商品取引所の定めに基づく独立役員であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 補償契約に関する事項

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

① 被保険者の範囲

当社取締役、監査役の他、当社子会社の取締役

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補するものであります。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(5) 取締役および監査役の報酬等

① 取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬は、基本報酬の水準を過度に変動させないことで、中長期の業績・企業価値向上に貢献する業務執行環境を整えることを主眼に置くとともに、業務執行を担う優秀な人材を確保すること、および、株主との価値共有を進めることを目的に、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう利益もしくは株価と連動した報酬を取り入れた体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としており、取締役会において決定しております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬および非金銭報酬（株式報酬）により構成され、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとしております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、取締役（社外取締役を除く）に関しては、役職に応じた基本報酬に加え、株式報酬を支給しておりますが、業績連動報酬は支給しておらず、また、社外取締役に関しては、基本報酬のみを支給しており、取締役会は上記方針に沿うものと判断しております。

監査役の報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、職務内容、経験及び当社の状況等を勘案のうえ、監査役の協議により決定しております。

(取締役報酬制度の概要)

取締役の報酬は、支給形態では、金銭報酬と非金銭報酬に大別され、金銭報酬は基本報酬（固定報酬）と賞与（業績連動報酬）で構成され、非金銭報酬は株式報酬となっております。

なお、社外取締役には業務執行から独立した立場での監督機能が求められており、会社の業績に連動する報酬体系は、その監督機能を弱める誘因とも見られかねないため、その役割を考慮し、社外取締役の報酬は、基本報酬（固定報酬）のみとしております。

（監査役報酬の概要）

監査役の報酬は、その役割を考慮し、基本報酬（固定報酬）のみとしております。

（業績連動報酬）

- ・指標・・・連結営業利益(業績連動報酬に関する費用を計上する前の金額であり、以下、決定方法の記載まで同様)
- ・指標の採用理由・・・企業の稼ぐ力を表す連結営業利益が、中長期的な事業拡大と企業価値向上の源泉になると判断したためであります。
- ・業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針は、下表に記載のとおりであります。

基本報酬の額を100とした場合の役員の報酬等の支給割合

	基本報酬 (固定報酬)	賞与 (業績連動報酬)	株式報酬 (非金銭債権報酬)
業務執行取締役	100	0～200	10～50
社外取締役	100	0	0
監査役	100	0	0

- ・決定方法・・・業績連動報酬（賞与）の限度額を、（前連結会計年度の連結営業利益に対する）連結営業利益の増加額の3割と定めており、その限度額の範囲内において、代表取締役社長が、個別の事情を勘案し、各取締役に対する支給額を起案し、取締役会で決定しております。

（株式報酬）

平成31年3月28日の第12期定時株主総会において、取締役は当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して、株式報酬制度の導入を決議しております。

対象となる取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行または処分を受けることとなります。

対象となる取締役に対して支給される当社の普通株式の総数は年30千株以内といたします（なお、第12期定時株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割または株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行または処分される株式数を合理的に調整することができるものといたします）

す。)

対象となる各取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定いたします。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

(取締役の報酬等の額)

平成23年3月30日開催の第4期定時株主総会において、年額150百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）とご承認いただいております。（決議時点の取締役の員数は5名）

また、取締役（社外取締役を除く）に対しては、平成31年3月28日開催の第12期定時株主総会において、金銭債権報酬を、上記とは別途、年額150百万円以内と承認いただいております。（決議時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は4名）

(監査役の報酬等の額)

監査役の報酬等の額は、平成22年3月19日開催の第3期定時株主総会において、年額10百万円以内とご承認いただいております。（決議時点の監査役の員数は2名）

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の 員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	43,660 (2,400)	37,200 (2,400)	— (—)	6,460 (—)	4 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	8,400 (7,200)	8,400 (7,200)	— (—)	— (—)	3 (2)
合 計	52,060 (9,600)	45,600 (9,600)	— (—)	6,460 (—)	7 (4)

- (注) 1. 上記取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の額には、当該事業年度に係る株式報酬の費用計上額6百万円が含まれております。
3. 非金銭報酬等の内容は、株式報酬であります。当該株式報酬の内容は、①取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に、その交付状況は、2. 会社の株式に関する事項(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況に記載のとおりであります。

(6) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況等

区分	氏名	兼職先	兼職の内容
社外取締役	落合洋司	高輪共同法律事務所 (株)AS Japan	代表 監査役
社外取締役	林志中	キーウィテクノロジー(株)	代表取締役社長
社外監査役	江藤祐一郎	江藤公認会計士事務所	所長
社外監査役	本郷喜千	インディ・パ(株)	代表取締役社長

(注) 林志中氏の兼職先であるキーウィテクノロジー株式会社は、令和4年7月に当社が実施した第三者割当増資（1株634円で306,000株）を引き受けて、当社の大株主となっております。また、当社は、同社との間に、製品購入等の取引があります。
その他の社外役員の重要な兼職先である法人等と当社との間には重要な取引その他の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況並びに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	落合洋司	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回に出席し、法律の専門家としての知識や経験に基づき、議案審議等に必要な発言を適時行っております。
社外取締役	林志中	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回に出席し、企業経営者としての知識や経験に基づき、議案審議等に必要な発言を適時行っております。
社外監査役	江藤祐一郎	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回に、監査役会13回のうち13回に出席し、公認会計士としての専門的見地から、必要な発言を適時行っております。
社外監査役	本郷喜千	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回に、監査役会13回のうち13回に出席し、必要な発言を適時行っております。

(注) 会社法第370条に定める取締役会の決議の省略による取締役会の回数は除いております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 海南監査法人

(2) 報酬等の額

区分	報酬等の額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	21百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査報酬は、監査法人から提示された監査計画の内容を協議するとともに、過去の報酬実績や事業規模および日本監査役協会が公表している「会計監査人との連携に関する実務指針」を参考に妥当性等を確認した上で、監査役会の同意を得て決定しております。
3. 当社の子会社であるsMedio Technology (Shanghai) Inc.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障ある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に係る議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に上程することといたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である海南監査法人は、会社法第427条第1項の契約を締結しており、当該契約の内容は次のとおりです。

受嘱者の会社法第423条第1項の責任について、監査受嘱者が職務を行うにつき善意で、かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、監査受嘱者に対する損害賠償責任の限度額とする。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社グループの取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループにおけるコンプライアンス体制の基盤となる企業行動憲章を定め、職務の執行に当たっては法令および定款とともにこれを遵守することを徹底する。
- ② 当社グループ全体の横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努めるため、コンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンス推進委員長を取締役の中から任命する。

(2) 当社グループでの取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社グループ各社は、取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき適切に保存および管理を行い、また、必要に応じ閲覧が可能となるようにする。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社グループ全体における適切なリスク管理を行うために、リスク管理規程を策定し、当該規程により当社グループのリスク管理に関する方針および体制を定める。
- ② 会社グループにおけるリスク管理体制の整備を徹底するため、社内の各部門にリスク管理責任者を定め、その統括責任者を取締役の中から任命する。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループ各社は、取締役の職務の執行を迅速かつ効率的にするために、職務権限規程その他の業務運営規程に基づき、各取締役および従業員の職務権限を定め、さらに必要に応じ職務権限を委譲する。
- ② 職務の執行のより一層の迅速化・効率化を図るため必要と認められる場合には、その内容が定款変更に関わる場合を除き、取締役会規程に基づく組織機構の変更を行うことができる。
- ③ 当社は、当社グループ各社の取締役の職務の執行状況について、その効率性の観点から当社内部監査室による監査を実施し、その結果を当社及び当該会社の取締役及び監査役に報告し、改善を図る。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社の取締役もしくは従業員が、グループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを監督しております。

(6) 当社グループの従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループの従業員が業務を行うに当たり企業行動憲章を法令および定款とともに遵守するための体制を整備し、併せて従業員に対するコンプライアンス教育および啓発活動を行う。
- ② 当社グループの事業活動において法令・定款違反等の発生およびその可能性のある事項を早期に発見し是正するための内部通報に関する内部体制を整備し、取締役、従業員および関係者からの報告体制を整える。
- ③ 会社組織および当社グループの各部署における業務の執行状況を適切に把握し、適切な助言および勧告を行うための内部監査体制を整備する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役の職務を補助するため、当社の従業員の中から各業務に精通した者を配置することができる。

(8) 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項

- ① 前号の監査役の職務を補助する従業員に係る諸事項の決定については、事前に監査役会の承認を得ることとする。
- ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員は、その命令に関して取締役からの指揮命令を受けないものとする。

(9) 当社グループの取締役および従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 代表取締役および業務執行取締役は、取締役会規程の定めに従い、会社の業務執行の状況その他必要な情報を取締役会において報告又は説明する。
- ② 取締役および従業員が会社の信用又は業績について重大な被害を及ぼす事項またはそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、監査役に対し速やかに当該事項を

報告するものとする。

- ③ 監査役は、職務の執行に当たり必要となる事項について、取締役および従業員に対して随時その報告を求めることができ、当該報告を求められた者は速やかに当該報告を行うものとする。
- ④ 監査役へ報告した取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するものとする。

(10) その他監査役の監査が効率的に行われることを確保するための体制

監査の実効性を確保するため、監査役が取締役、従業員および会計監査人との間で積極的な意見・情報の交換をできるようにするための体制および必要に応じ弁護士、会計士などの助言を受けることができる体制を整備する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

(1) 取締役の職務執行

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令ならびに定款に則って行動するように徹底しております。当事業年度におきましては、取締役会を17回開催しております。

(2) 監査役の職務執行

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

(3) 内部監査の実施

内部監査計画に基づき、当社ならびに子会社の内部監査を実施しております。

(4) 財務報告に係る内部統制

財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、内部統制評価を実施しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点では、当該「基本方針」および「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

(注) 本事業報告に記載されている会社名、製品名、サービス名等は該当する各社の商標又は登録商標です。

連結貸借対照表

(令和4年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,346,180	流 動 負 債	159,718
現金及び預金	889,359	買掛金	20,274
売掛金	181,792	未払法人税等	14,694
商品	1,710	賞与引当金	2,481
仕掛品	12,947	その他	122,268
原材料及び貯蔵品	235,925	固 定 負 債	13,566
その他	24,591	資産除去債務	5,358
貸倒引当金	△146	繰延税金負債	8,207
固 定 資 産	48,127	負 債 合 計	173,284
有 形 固 定 資 産	14,599	純 資 産 の 部	
建物	9,692	株 主 資 本	1,195,220
工具、器具及び備品	4,274	資本金	10,000
車両運搬具	632	資本剰余金	1,337,521
無 形 固 定 資 産	4,886	利益剰余金	23,722
ソフトウェア	3,489	自己株式	△176,023
その他	1,396	その他の包括利益累計額	25,802
投 資 そ の 他 の 資 産	28,642	繰延ヘッジ損益	1,556
敷金及び保証金	16,599	為替換算調整勘定	24,245
繰延税金資産	4,030	純 資 産 合 計	1,221,023
その他	8,012	負 債 及 び 純 資 産 合 計	1,394,308
資 産 合 計	1,394,308		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(令和4年1月1日から
令和4年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	827,242
売上原価	603,472
売上総利益	223,769
販売費及び一般管理費	420,514
営業損失	196,744
営業外収益	
受取利息	177
為替差益	14,832
助成金収入	332
債務勘定整理益	706
その他	52
営業外費用	
株式交付費	1,402
経常損失	182,044
税金等調整前当期純損失	182,044
法人税、住民税及び事業税	16,352
法人税等調整額	△13,345
当期純損失	185,051
親会社株主に帰属する当期純損失	185,051

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(令和4年1月1日から
令和4年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	511,882	653,334	145,798	△194,148	1,116,867
会計方針の変更による累積的影響額			62,975		62,975
会計方針の変更を反映した当期首残高	511,882	653,334	208,773	△194,148	1,179,842
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	97,002	97,002			194,004
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)			△185,051		△185,051
自 己 株 式 の 処 分		△11,700		18,160	6,460
自 己 株 式 の 取 得				△34	△34
減 資	△598,884	598,884			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	△501,882	684,186	△185,051	18,125	15,378
当 期 末 残 高	10,000	1,337,521	23,722	△176,023	1,195,220

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	繰延ヘッジ 損益	為替換算調整 勘定	その他の包括 利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	1,562	15,243	16,806	1,133,673
会計方針の変更による累積的影響額		1,029	1,029	64,004
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,562	16,273	17,835	1,197,678
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				194,004
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)				△185,051
自 己 株 式 の 処 分				6,460
自 己 株 式 の 取 得				△34
減 資				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△5	7,972	7,966	7,966
当 期 変 動 額 合 計	△5	7,972	7,966	23,344
当 期 末 残 高	1,556	24,245	25,802	1,221,023

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

- ・ 連結子会社の数 3社
- ・ 連結子会社の名称 sMedio Technology (Shanghai) Inc.
sMedio America Inc.
タオソフトウェア株式会社
- ・ 連結の範囲の変更に関する事項 該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ① デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法
時価法

- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商 品・・・移動平均法による原価法

仕 掛 品・・・個別法による原価法

原材料及び貯蔵品・・・移動平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産・・・定率法（ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。）

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物（建物附属設備） 8年～15年

工具、器具及び備品 3年～15年

車両運搬具 6年

②無形固定資産・・・定額法

ソフトウェア

市場販売目的のソフトウェアについては、販売可能な見込有効期間（3年以内）に基づく定額法、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金・・・債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金・・・一部の子会社については、従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 収益および費用の計上基準

当社及び連結子会社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

ロイヤリティ収入

当社のソフトウェアを搭載した顧客の製品が出荷されることにより生じるロイヤリティ収入が生じております。顧客からの出荷報告書に記載されているライセンス使用期間に基づいて収益を認識しております。

受託開発収入

ソフトウェアの受託開発契約に基づいた受託開発収入が生じております。受託開発収入は、ソフトウェアの検収時点で収益を認識しております。

保守・サポート収入

保守・サポート契約に基づいた保守・サポート収入が生じております。保守・サポート契約の期間に応じて、収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

- ① 繰延資産の処理方法
株式交付費・・・支出時に全額費用として処理しております。

- ② 重要なヘッジ会計の方法
- ヘッジの会計の方法 繰延ヘッジ処理を適用しております。なお、為替予約取引について、振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を採用しております。
- ヘッジ手段とヘッジ対象
- ヘッジ手段・・・先物為替予約
- ヘッジ対象・・・外貨建金銭債権および債務
- ヘッジ方針 為替変動リスク低減のため、ヘッジ対象の一定の範囲内でヘッジを行っております。
- ヘッジの有効性評価の方法 先物為替予約については、将来の外貨建取引に基づくものであり、実行の可能性が極めて高いため有効性の判定を省略しております。
- ③ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
- 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。
- ④ のれんの償却方法および償却期間
- のれんの償却については5年間で均等償却しております。

5. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、出荷数に応じて受け取っているロイヤリティ収入について、従来は、売上金額が確定する顧客からの出荷報告書を受け取った時点で収益を認識する方法によっておりましたが、出荷報告書に記載されているライセンス使用期間に基づいて収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、当連結会計年度の売上高は8,527千円、売上原価は6,627千円それぞれ減少し、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ1,893千円減少しております。また、利益剰余金期首残高は62,975千円増加しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

6. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

7. 会計上の見積りに関する注記

原材料の評価

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

原材料及び貯蔵品 235,925千円

- ② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

将来の使用見込み数量に基づいて、原材料を評価しております。将来の使用見込み数量は、過去の実績および利用可能な外部資料を参考に、一定の仮定に基づいて、見積もっておりますが、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において、原材料の評価減が発生する可能性があります。

8. 追加情報

(新型コロナウイルス感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルスの感染状況による影響は、世界的に不足が続いていた半導体や各種部材の不足感も含め、事実上、ほぼなくなると見込んでおり、経済活動も正常化するとの見通しを立てております。

また、ロシアによるウクライナ侵攻が長期化しており、その状況次第では、商品市況や為替相場の変動が再び大きくなることも想定されますが、現時点では、当社グループの事業運営に大きな影響は生じないことを前提としております。

上記の前提に立って、繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損等の会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の新たな変異種の出現による爆発的な感染拡大が発生する等、その影響が再び甚大化した場合には、上述の前提に依拠できないことになり、将来における財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

9. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 49,544千円

10. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および株式数に関する事項

当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数	
普通株式	2,348,521株

(2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数

第11回 新株予約権	10,700株
------------	---------

11. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

社内管理規定に基づき為替変動によるリスクを回避するためにデリバティブ取引を利用しております。なお、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権は、顧客の信用リスクに晒されています。外貨建の営業債権及び営業債務は為替リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの販売管理規程に従い、取引先毎の期日管理および残高管理を行うとともに、契約時の与信を慎重に判断しております。また、為替変動の継続的モニタリングを行っております。

営業債務は、その支払期日はおおよそ1ヶ月以内であり流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）が存在しています。当該リスクに関しては、グループ各社が取引先ごとの期日及び残高を把握するとともに、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①令和4年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。また、「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払法人税等」に関しては、現金であること、及び短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価格と近似していることから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
デリバティブ取引(※)			
ヘッジ会計が適用されているもの	2,618	2,618	—
デリバティブ取引計	2,618	2,618	—

※デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) デリバティブ取引に関する事項

デリバティブ取引

(1) ヘッジ会計が適用されていないもの
該当事項はありません。

(2) ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額		時価
				うち1年超	
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 人民元	買掛金	45,805	—	△450
為替予約等の振当処理	為替予約取引 売建 米国ドル	売掛金	42,456	—	3,068

②金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	1年超10年以内 (千円)	10年以上 (千円)
現金及び預金	889,359	—	—	—
売掛金	181,792	—	—	—
合計	1,071,152	—	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引		2,618		2,618

②時価で連結貸借対照表額に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格等により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

12. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは単一セグメントであります。が、事業といたしましては、パソコン・デジタル家電組込事業、AI映像解析・分析事業、セキュリティ・プライバシー事業、IoTソリューション事業の4事業から構成されており、顧客との契約から生じる収益を分解した情報に関しましては、事業別で開示しております。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)
顧客との契約から生じる収益	827,242
パソコン・デジタル家電組込	580,224
AI映像解析・分析	54,300
セキュリティ・プライバシー	191,642
IoTソリューション	1,074
その他の収益	-
外部顧客への売上高	827,242

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、4. 会計方針に関する事項(4)収益および費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた契約資産および契約負債については、該当事項はありません。

② 残高履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、個別の契約が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

13. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

542円29銭

1株当たり当期純損失

89円40銭

14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(令和4年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,044,926	流 動 負 債	122,528
現金及び預金	631,112	買掛金	19,535
売掛金	95,666	関係会社買掛金	54,038
関係会社売掛金	49,959	未払金	4,455
商 品	1,710	未払費用	5,559
仕 掛 品	8,107	未払法人税等	618
原材料及び貯蔵品	235,925	未払消費税等	21,343
そ の 他	22,592	そ の 他	16,978
貸倒引当金	△146	固 定 負 債	7,674
固 定 資 産	325,872	資産除去債務	4,380
有 形 固 定 資 産	9,640	繰延税金負債	3,294
建物	7,145	負 債 合 計	130,203
工具器具及び備品	2,495	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	5,135	株 主 資 本	1,239,039
ソフトウェア	3,489	資 本 金	10,000
営 業 権	1,100	資 本 剰 余 金	1,336,175
そ の 他	546	資本準備金	10,000
投 資 そ の 他 の 資 産	311,095	その他資本剰余金	1,326,175
関係会社株式	296,063	利 益 剰 余 金	68,886
敷金及び保証金	15,019	その他利益剰余金	68,886
そ の 他	12	繰越利益剰余金	68,886
資 産 合 計	1,370,799	自 己 株 式	△176,023
		評価・換算差額等	1,556
		繰延ヘッジ損益	1,556
		純 資 産 合 計	1,240,595
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	1,370,799

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(令和4年1月1日から
令和4年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	634,255
売上原価	534,857
売上総利益	99,397
販売費及び一般管理費	332,591
営業損失	233,194
営業外収益	
受取利息	5
為替差益	16,974
債務勘定整理益	706
その他	40
営業外費用	
株式交付費	1,402
経常損失	216,869
税引前当期純損失	216,869
法人税、住民税及び事業税	1,680
法人税等調整額	△12,072
当期純損失	206,477

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(令和4年1月1日から
令和4年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	511,882	622,160	29,827	651,988	217,921	217,921
会計方針の変更による累積的影響額					57,442	57,442
会計方針の変更を反映した当期首残高	511,882	622,160	29,827	651,988	275,364	275,364
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	97,002	97,002		97,002		
当期純損失 (△)					△206,477	△206,477
自己株式の処分			△11,700	△11,700		
自己株式の取得						
減 資	△598,884	△709,162	1,308,047	598,884		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	△501,882	△612,160	1,296,347	684,186	△206,477	△206,477
当 期 末 残 高	10,000	10,000	1,326,175	1,336,175	68,886	68,886

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△194,148	1,187,644	1,562	1,562	1,189,207
会計方針の変更による累積的影響額		57,442			57,442
会計方針の変更を反映した当期首残高	△194,148	1,245,086	1,562	1,562	1,246,649
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行		194,004			194,004
当期純損失 (△)		△206,477			△206,477
自己株式の処分	18,160	6,460			6,460
自己株式の取得	△34	△34			△34
減 資					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△5	△5	△5
当 期 変 動 額 合 計	18,125	△6,047	△5	△5	△6,053
当 期 末 残 高	△176,023	1,239,039	1,556	1,556	1,240,595

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

イ. 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式及び・・・・・・・・移動平均法による原価法
関連会社株式

ロ. デリバティブ 時価法

ハ. 棚卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商 品・・・・・・・・移動平均法による原価法

仕 掛 品・・・・・・・・個別法による原価法

原材料及び貯蔵品・・・・・・・・移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産・・・・・・・・定率法（ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。）

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物（建物附属設備） 8年～15年

工具、器具及び備品 3年～15年

ロ. 無形固定資産・・・・・・・・定額法

ソフトウェア

市場販売目的のソフトウェアについては、販売可能な見込有効期間（3年以内）に基づく定額法、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金・・・・・・・・債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益および費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

ロイヤリティ収入

当社のソフトウェアを搭載した顧客の製品が出荷されることにより生じるロイヤリティ収入が生じております。顧客からの出荷報告書に記載されているライセンス使用期間に基づいて収益を認識しております。

受託開発収入

ソフトウェアの受託開発契約に基づいた受託開発収入が生じております。受託開発収入は、ソフトウェアの検収時点で収益を認識しております。

保守・サポート収入

保守・サポート契約に基づいた保守・サポート収入が生じております。保守・サポート契約の期間に応じて、収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ. 繰延資産の処理方法

株式交付費・・・支出時に全額費用として処理しております。

ロ. 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジの会計の方法 繰延ヘッジ処理を適用しております。なお、為替予約取引について、振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・先物為替予約

ヘッジ対象・・・外貨建金銭債権および債務

ヘッジ方針 為替変動リスク低減のため、ヘッジ対象の一定の範囲内でヘッジを行っております。

ヘッジの有効性評価の方法 先物為替予約については、将来の外貨建取引に基づくものであり、実行の可能性が極めて高いため有効性の判定を省略しております。

ハ. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

二. のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については5年間で均等償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、出荷数に応じて受け取っているロイヤリティ収入について、従来は、売上金額が確定する顧客からの出荷報告書を受け取った時点で収益を認識する方法によっておりましたが、出荷報告書に記載されているライセンス使用期間に基づいて収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、当事業年度の売上高は7,086千円、売上原価は6,942千円それぞれ減少し、営業利益、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ137千円減少しております。また、利益剰余金期首残高は57,442千円増加しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、「売掛金」に含めておりました「関係会社売掛金」および「買掛金」に含めておりました「関係会社買掛金」は、当事業年度より、独立掲記して表示していません。

4. 会計上の見積りに関する注記

原材料の評価

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

原材料及び貯蔵品 235,925千円

- ② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表4. 会計方針に関する事項(会計上の見積りに関する注記)に記載した内容と同一になります。

5. 追加情報

(新型コロナウイルス感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルスの感染状況による影響は、世界的に不足が続いていた半導体や各種部材の不足感も含め、事実上、ほぼなくなると見込んでおり、経済活動も正常化するとの見通しを立てております。

また、ロシアによるウクライナ侵攻が長期化しており、その状況次第では、商品市況や為替相場の変動が再び大きくなることも想定されますが、現時点では、当社グループの事業運営に大きな影響は生じないことを前提としております。

上記の前提に立って、繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損等の会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の新たな変異種の出現による爆発的な感染拡大が発生する等、その影響が再び甚大化した場合には、上述の前提に依拠できないことになり、将来における財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	25,310千円
(2) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務	
短期金銭債権	53千円
短期金銭債務	－千円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

177,546千円

仕入高

159,586千円

販売費及び一般管理費

55,302千円

営業取引以外の取引による取引高

－千円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式

96,936株

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な要因

該当事項はありません。

繰延税金負債の発生の主な原因

未収還付事業税、繰延ヘッジ利益および資産除去債務に対応する除去費用に係る将来加算一時差異等であります。

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社および関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有（被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	sMedio Technology (Shanghai) Inc.	所有 直接 100	研究及び 開発の請 負、役員 の兼任	ソフトウェ ア開発等の 業務委託 (注) 1	159,586	関係会社買掛金 関係会社立替金	53,521 53
子会社	sMedio America Inc.	所有 直接 100	当社ライ センスの 使用、役 員の兼任	ロイヤリテ ィ収入 (注) 1	177,546	関係会社売掛金	49,959

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 1. 市場価格、総原価を勘案して、毎期価格交渉の上、取引条件を決定しています。

11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、連結注記表4. 会計方針に関する事項(収益認識に関する注記)に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 550円98銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 99円75銭 |

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和5年2月22日

株式会社sMedio
取締役会 御中

海南監査法人
東京都渋谷区
指 定 社 員 公認会計士 仁 戸 田 学
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 溝 口 俊 一
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社sMedioの令和4年1月1日から令和4年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社sMedio及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和5年2月22日

株式会社sMedio
取締役会 御中

海南監査法人
東京都渋谷区
指 定 社 員 公認会計士 仁 戸 田 学
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 溝 口 俊 一
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社sMedioの令和4年1月1日から令和4年12月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年2月22日

株式会社 sMedio 監査役会

常勤監査役 (社外監査役) 江藤 祐一郎 ㊟

監査役 渡邊 雅文 ㊟

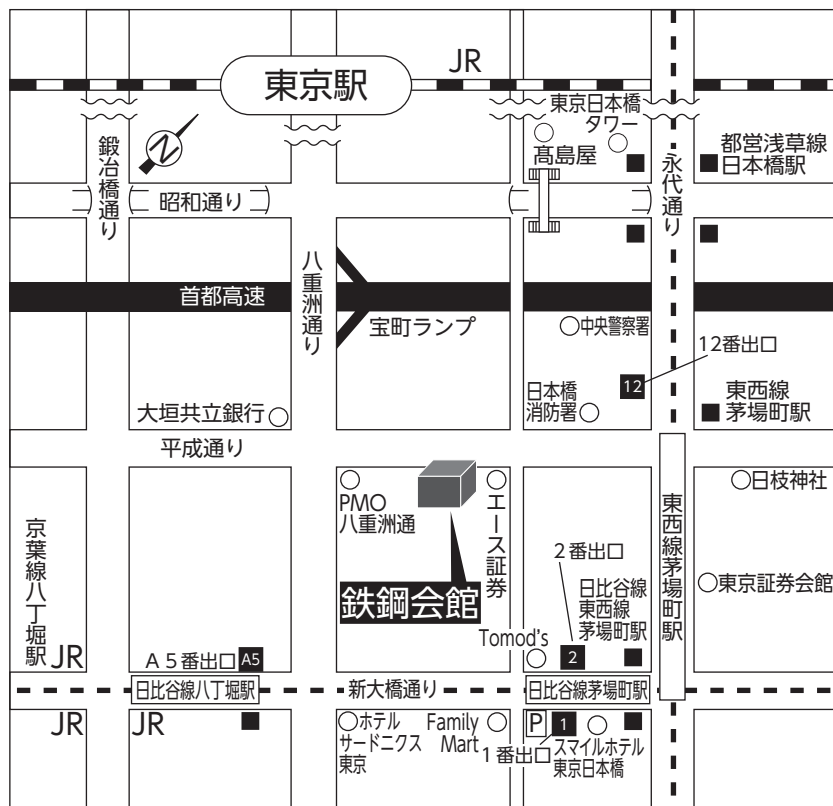
監査役 (社外監査役) 本郷 喜千 ㊟

以上

株主総会会場 ご案内図

会場：鉄鋼会館 7階 701会議室

東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号



- 交通のご案内：
- 地下鉄東西線「茅場町駅」12番出口より徒歩約5分
 - 地下鉄日比谷線「茅場町駅」1番または2番出口より徒歩約5分
 - 地下鉄日比谷線「八丁堀駅」A5番出口より徒歩約5分
 - JR「東京駅」八重洲中央口より徒歩約15分

当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

(新型コロナウイルス感染症への対応について)

株主の皆様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。また、会場において、運営スタッフはマスクを着用させていただきます。